

船舶インシデント調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年9月3日 10時00分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港南港区東方沖 鹿児島港鴨池防波堤灯台から真方位109° 1.7海里付近 (概位 北緯31° 32.6′ 東経130° 35.6′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{アングラー} ANGLER II は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年9月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ANGLER II、5トン未満（長さ5.37m）
船舶番号、船舶所有者等	295-28363鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、鹿児島港南港区東方沖において漂流中、船長が釣り場を移動しようとセルモータのスイッチを操作したが、船外機が始動せず、航行不能となった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に通報し、来援した巡視艇により鹿児島本港にえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、修理業者が船外機を点検したところ、リモコンレバーに付属のセルモータ始動用スイッチが経年劣化により破損していることが確認された。</p>
分析	本船は、船外機のリモコンレバーに付属のセルモータ始動用スイッチが破損したことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機のリモコンレバーに付属のセルモータ始動用スイッチが破損したため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルモータが作動不良となった場合に備え、あらかじめ応急始動操作方法を取扱説明書等で確認し、同操作方法を習得しておくことが望ましい。